

新型コロナウイルス感染症対策本部（第4回）

日時：令和2年2月1日（土）

11時30分～11時45分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

資料2 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る厳格な上陸審査の実施状況

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月1日 9時時点

	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア
患者数	11791	13	11	10	13	1	19	5	8	9
死亡者数	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン	インド
患者数	6	3	6	6	1	1	4	1	1	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	合計				
患者数	2	2	2	1	1	11918				
死亡者数	0	0	0	0	0	259				

- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5-7例目、1月29日に8例目、1月30日に9-12例目、1月30日に13例目が確認されたところ。
- 日本での感染者3例（6、8、13例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客に乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。13例目の方も6例目の方の運転するバスにガイドとして乗車。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で4例確認された（1月31日現在）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月1日1時現在

	武漢市 滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(30代男性)	あり	1月16日	退院	全快	なし
2例目(40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定(健康観察中)
3例目(30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定(健康観察中)
4例目(40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定(健康観察中)
5例目(40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定(健康観察中)
6例目(60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定(健康観察中) ※うち1名は8例目
7例目(40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定(健康観察中)
8例目(40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定(健康観察中) 調査中
9例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
10例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
11例目(30代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
12例目(20代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
13例目(20代女性)	なし	1月31日	入院中	症状安定	調査中

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月30日18時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
＜無症状病原体保有者＞ ※症状はないが、検査が陽性となった者					
1例目(40代男性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
2例目(50代女性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
3例目(30代男性)	あり	1月31日	入院中	症状なし	調査中
4例目(50代男性)	あり	1月31日	入院中	症状なし	調査中

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによるPHEIC宣言の概要(速報)

2020年1月30日
(ジュネーブ時間)

新型コロナウイルスに関連した感染症について、2020年1月30日に緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言された。

現状の認識

- まだ明らかになっていないことは多い。
- 1ヶ月でWHOの5つ地域で感染が拡大。
- ヒトからヒトへの感染は武漢や中国以外でも発生が確認されている。
- 一方で、各国が早期発見、患者の隔離及び治療、接触者の健康観察、接触する機会を減らす対策をとることで、感染拡大を防ぐことができる。

助言の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 人への感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
2. 一般的に、公衆衛生上の緊急事態における人や物資の移動制限は、必ずしも効果的ではない。ただし、特定の状況(例えば脆弱な人口集団間で感染の強度が高い場合)では、一時的に有効。
3. 渡航制限を実施する際は、必ずWHOに報告しなければならない。差別を誘発するような措置は控えるべきである。
4. 国際社会は互いに団結し、感染源の特定、ヒトからヒトへの感染の全容解明、輸入症例に対する準備、及び必要な治療薬の研究開発について協力していくべき。



令和2年1月31日閣議了解

2月1日午前0時から当分の間、

- ①本邦への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人
 - ②湖北省において発行された中国旅券を所持する外国人
- については、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人と解する。

午前6時現在までの運用状況

本邦に到着した航空機4便(いずれも中国発)の外国人乗客241人(うち中国国籍212人)

上記①及び②に該当する者はなし

○本運用について各航空会社に周知徹底

⇒搭乗時に航空会社職員による上記①及び②の有無の確認を依頼。

○上陸審査ブースで湖北省における滞在歴を確認

⇒これまでのところ特段の混乱なく上陸審査を実施。

引き続き関係機関と連携し、水際対策に万全を期す。